

神戸市がん検診受診促進協定要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、市が、がん検診の普及啓発に積極的に取り組む企業や団体（以下「企業等」という。）と協定を締結し、市民のがん検診の受診を促進することにより、がんの早期発見・早期治療による市民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 本要綱の対象は、市内に主たる事業所又は支店等を有し、がんの正しい知識の普及啓発及びがん検診の受診啓発活動に関わる活動に意欲を有する企業等とする。

(協定要件)

第3条 市は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する企業等と協定を締結するものとする。

- (1) 地域密着で、市民と接する窓口を市内に多数有する企業等
- (2) 業務内容とがん検診の普及啓発活動に関連性がある企業等
- (3) その他、提案、取組内容が市民のがん検診の受診促進に大きな効果があると認められる企業等

(協定締結の申込み)

第4条 協定を締結しようとする企業等の代表者（以下「代表者」という。）は、神戸市がん検診受診促進協定申込書（以下「申込書」という。様式1）を市長あて提出するものとする。

(協定締結)

第5条 市長は、申込書の提出があった場合には、書類審査等を行い、要件を満たしていると認める場合は、神戸市民がん検診受診促進に向けた連携に関する協定書（様式2）を締結する。

- 2 協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の末日までとし、期間の満了する1ヶ月前までに、市長又は企業等の代表者から終了の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以降同様とする。

(支援及び広報等)

第6条 市長は、協定を締結した企業等（以下「協定企業等」という。）に対して、がん検診に関する情報を提供するとともに、協定企業等の取組内容等を市ホームページへ掲載する。

- 2 協定企業等は、商品パッケージ、広告等に、「協定企業等」である旨の表示をすることができる。

(連携・協力事項)

第7条 協定企業等は、次の各号に掲げるような取組み（以下「取組み」という。）を行うことにより、広く市民に対して、がんの正しい知識の普及啓発及びがん検診の受診啓発を行うものとする。

- (1) 顧客窓口等におけるリーフレットの配布やポスターの掲示等、がん検診の受診勧奨
- (2) がん検診の受診啓発イベントの実施
- (3) 系列企業や取引企業等に対するがん検診の受診勧奨
- (4) 従業員、会員に対するがん検診の受診勧奨
- (5) その他、がん検診の受診啓発に関わる積極的な取組み

2 協定企業等は、取組みを行うに際して、協定企業等の利益誘導を伴う行為は行わないものとする。

3 協定企業等は、当該年度における神戸市がん検診受診促進協定取組状況報告書(様式3)を翌年度の4月末日までに市長に報告するものとする。

(協定の変更又は解除)

第8条 市長及び代表者は、当事者間の協議により、協定を変更又は解除することができる。

2 市長及び代表者は、相手方が法令、本要綱、及び本要綱に基づく協定のいずれかに違反した場合は、協定を解除することができる。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康局長が定める。

附 則

本要綱は、平成24年3月19日から実施する。

本要綱は、令和2年4月1日から実施する。

本要綱は、令和7年2月1日から実施する。

本要綱は、令和7年6月9日から実施する。

様式 1

令和 年 月 日

神戸市がん検診受診促進協定申込書

神戸市長 宛

企業（団体）名 _____

代 表 者 名 _____

1. 企業等の概要

本 社 の 所 在 地	〒
事 業 内 容	
市内の事業所・支店等の概要（所在地・従業員数など）	
担当者 所属・氏名	
連 絡 先	住 所 : 電 話 : F A X : E-mail :

2. 企業等における取組み内容（予定）

- ア 顧客窓口等におけるリーフレットの配布やポスターの掲示等、がん検診の受診勧奨
- イ がん検診の受診啓発イベントの実施
- ウ 系列企業や取引企業等に対するがん検診の受診勧奨
- エ 従業員、会員に対するがん検診の受診勧奨
- オ その他、がん検診の受診啓発に関わる積極的な取組み

3. その他特記事項

様式 2

神戸市がん検診受診促進に向けた連携に関する協定書

〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と神戸市（以下「乙」という。）は、神戸市民のがん検診の受診促進に向け、「神戸市がん検診受診促進協定要綱」（以下「協定要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を行い、神戸市民のがん検診の受診を促進することにより、がんの早期発見・早期治療による市民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、神戸市民に対して、がんの正しい知識の普及啓発及びがん検診の受診啓発に関わる活動を行うものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲乙協議して別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする関係法令に従い、個人情報を適正に取扱うものとする。

2 甲及び乙は、連携・協力事項の検討、実施により知り得た情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）を、当事者間の承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

3 前項の規定は、本協定の終了後においても、同様とする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとし、期間の満了1ヶ月前までに甲又は乙より終了の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以降同様とする。

（協定の変更又は解除）

第5条 甲及び乙は、当事者間の協議により、本協定を変更又は解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が法令及び協定要綱、本協定のいずれかに違反した場合は、本協定を解除することができる。

（疑義等の解釈）

第6条 協定要綱及び本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(反社会的勢力への対応に関する事項)

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限られない)と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他、前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前各項のいずれかの定め違反した場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく本協定を解除することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

甲 〇〇〇〇

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

乙 神戸市長

令和 年 月 日

神戸市がん検診受診促進協定取組状況報告書

神戸市長 宛

企業（団体）名 _____

代 表 者 名 _____

令和 年度 神戸市がん検診受診促進に向けての取組みについて、次のとおり報告します。

ア 顧客窓口等におけるリーフレットの配布やポスターの掲示等、がん検診の受診
勧奨

イ がん検診の受診啓発イベントの実施

ウ 系列企業や取引企業等に対するがん検診の受診勧奨

エ 従業員、会員に対するがん検診の受診勧奨

オ その他、がん検診の受診啓発に関わる積極的な取組み

必要に応じて参考資料を添付してください。

がん検診受診率

がん検診名称	受診率（○％）
胃がん	
肺がん	
大腸がん	
乳がん	
子宮頸がん	

※未把握もしくは回答しない場合は空欄のままで構いません